

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例
第179号）（青少年科学センター）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市青少年科学センターの入場料及びプラネタリウム観覧料の適正化を図ることとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第179号

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「額」の右に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、同項第1号中「小学校」の右に「(小学校に相当する各種学校を含む。以下この項において同じ。)」を、「中学校」の右に「(中等教育学校の前期課程及び中学校に相当する各種学校を含む。以下この項において同じ。)」を、「高等学校」の右に「(中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「又は生徒」を「生徒又は学生」に改める。

別表一般の項中「500」を「510」に、「450」を「460」に改め、同表備考3中「相当する額」の右に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(青少年科学センター)